

意匠分類記号	意匠分類の名称
F4-7143	包装用容器(トレイ型、平面視円形型)

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
F4-50	—	包装用容器、包装用皿
F4-52	—	包装用缶
F4-54	—	成形包装用容器
F4-54A	—	成形包装用容器(凹部規則配列型)
F4-56	—	包装用かご

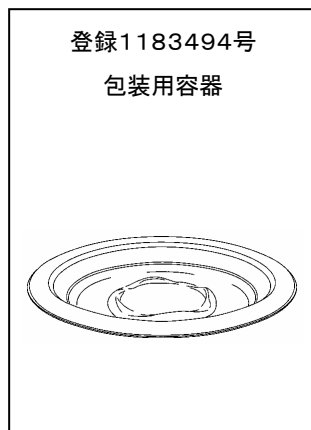
参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
C5-3200	食品用ふた物等
F4-32	容器付き包装用容器
F4-710	包装用容器
F4-713	包装用容器(カップ型)
F4-715	包装用容器(卵容器型)
F4-91100	包装用枠
F4-91200	包装用容器のふた
F4-921	包装用緩衝具

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
包装用容器	包装用皿	包装用缶

定義

- 包装用容器(トレイ型)にあつて、以下に分類されるF4-715包装用容器(卵容器型)~F4-770(押しチューブ型)が除かれるもののうち、容器部の先端のフランジも含めて全体形状を平面視して円形になるものに付与されます。一部に小さな摘み片が付いていても、円形に含めます。  
 なお、明らかに楕円等のように直ちに円形と認識できないものについては、除かれます。
- この分類に含まれるものの例



3. この分類に含まれないものの例



**他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)**

1. C5-3200食品用ふた物、食品用保存瓶、弁当箱等との関係

- ① 反復の使用に適した堅牢な容器は、C5-3200食品用ふた物に付与し、使いきりの比較的簡易な容器は、F4-7代の包装用容器等に付与します。
- ② 出願にあたっては、願書の「意匠に係る物品」の欄の記載によって分類します。

「飲食用容器」「食品用保存容器」「弁当用容器」の記載は、C5-3200に入ります。

なお、願書の「意匠に係る物品」の記載において、「包装用弁当容器」「弁当用包装容器」「包装用弁当箱」のように包装用と特定できるもの、又は、願書の「意匠に係る物品の説明」の記載において、使い捨てである旨等の説明により包装用と特定できるものについては、F4の包装用とします。

2. F4-713包装用容器(カップ型)との関係

容器の全体形状において、高さが平面視最短の横幅に対して二分の一未満の浅い容器の場合に、F4-7140包装用容器(トレー型)等を含め、高さが二分の一以上を有して形状がカップ形(カップ形の形態については、F4-713を参照)の場合は、F4-713包装用容器(カップ形)に含めます。

**分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)**

- 1. 以下に分類されるF4-715包装用容器(卵容器型)~F4-770(押し出しチューブ型)に該当すれば、先に優先して付与されます。

過去に分類した物品の名称

包装用容器	包装用皿	食品包装用容器
果物包装容器	食品包装用トレイ	メモ用紙用包装容器
包装用容器の中皿		